

答 申 第 5 号

平成 29 年 7 月 11 日

常陸太田市長 大久保太一 様

常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 根 本 洋 治

常陸太田市情報公開条例第 18 条に基づく諮問について（答申）

平成 29 年 6 月 6 日付太税発第 92 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「土地の実地調査の記録（平成 20 年以前のもの）土地の所在は、●●●町●●●番地」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

常陸太田市長が、「土地の実地調査の記録（平成20年以前のもの）土地の所在は、●●●町●●●番地」について、非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

（1）平成29年4月26日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、常陸太田市長（以下「実施機関」という。）に対し常陸太田市情報公開条例（以下「本条例」という。）第6条の規定により、「土地の実地調査の記録（平成20年以前のもの）、土地の所在は、●●●町●●●番地です。」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（2）平成29年5月8日、実施機関は、本件請求に対して、本件請求文書は存在しないとして、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

（3）平成29年5月18日、請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対して、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

（4）審査請求の理由は、以下のとおりである。

本件、非公開決定通知書には、文書公開しない理由として、実地調査の記録文書の不存在のためとしているが、その理由には根拠がない。

●●●町●●●番地にがけ地（法面）状態の面積があることは、現地を目視しただけでも、一目瞭然である。

この状況は、過去50年以上継続している。

土地課税（補充）台帳に実地調査による異動記録ないしは異動処理の記載がないことをもって、文書不存在の理由としているが、その理由には根拠がない。そもそも、地方税法408条による実地調査は、少なくとも毎年1回、実施されるべきものであり、その際は、納税者とともにすることが努力義務とされて

いる（地方税法403条第2項）。

審査請求人に対し、過去、実地調査に係る通知が届いた事実はない。

こうした状況から推察するに、実地調査自体が、過去行われなかった可能性が大きい。

結論としては、実地調査が過去一度も行われてこなかったことが、文書不存在の理由というべきと思料する。

3 実施機関の非公開決定の理由

土地の実地調査の記録は、実地調査の結果に基づいて何らかの異動処理をした時のみ、土地課税（補充）台帳の異動事由及び参考事項欄に記すこととしている。

●●●町●●●番地については、平成20年以前の土地課税（補充）台帳に実地調査による異動処理がなく、したがって実地調査の記録がないため、当該文書は不存在である。

4 審査会の判断

（1）本件請求文書の不存在について

審査請求人は、自身の所有する土地の平成20年以前の実地調査記録を求めているが、実施機関では、実地調査の結果に基づいて何らかの異動処理をした時のみ、土地課税（補充）台帳の異動事由及び参考事項欄に記すこととしている。この土地課税（補充）台帳には、平成20年以前の異動処理の記載がなく、実地調査の記録がないとの実施機関の説明は是認せざるを得ない。

したがって、実施機関が、本件請求文書が存在しないことによる本件処分を行ったことは妥当であると認められる。

（2）結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

《参考》 審査会の経過

年 月 日	経 過
平成 2 9 年 6 月 7 日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成 2 9 年 6 月 2 9 日	・ 審議